

# 農地中間管理事業（農地売買支援事業）の手続き

## 1. 売買条件の確認

### 内容

売り手と買い手が合意した売買条件や以下の情報をお知らせください。

- ・ 売買する農地（番地）
- ・ 売買する金額（10a 単価又は総額）
- ・ 売り手の氏名・住所・年齢（市内居住は氏名のみ）
- ・ 売り手の連絡先電話番号
- ・ 農地の代金を振り込む口座（本人のもの）
- ・ 買い手のメールアドレス（無しでも可）

※別紙の農地売買連絡票にご記入の上、農業委員会事務局へお届けください。

### 売買前のチェック

申請する時に全部事項証明書の内容などをチェックします。

農地に利用権がある場合や、登記の住所が古い場合、抵当権等があった場合などは、農業委員会事務局より、申請前に登記を更新するよう連絡を行います。

### 買い手農家の要件等

#### ①団地化の要件

半径500m以内で概ね1ha耕作していること  
※農地の集積・集約により一団で効率的に耕作できること

#### ②買い手の資格

認定農家又はその水準に達していると認められること  
法人はくわえて農地所有適格法人であること

#### ③売買価格

地域の相場から大きく外れた売買でないこと

2～3 営業日

## 2. 申請書の作成と申込み

### 内容

「1. 売買条件の確認」の内容によって農業委員会事務局で作成した申請書を確認し、申込みを行います。

### 申請書作成で持参する添付書類等

- ・ 印鑑証明書（売り手・買い手方）
- ・ 実印（売り手・買い手）
- ・ 代金振込口座の通帳のコピー（売り手）

## 3. 農地の名義変更（売り手）

### 内容

売り手から農業公社へ農地の所有権移転を行います。

農業委員会でこの手続きを司法書士へ依頼します。

## 4. 農地の代金振込み（売り手）

### 内容

農業公社から売り手に農地の代金が振り込まれます。

この売買代金は確定申告が必要となりますのでご注意ください。

※確定申告用の証明書はその年の2月上旬に郵送します。

## 5. 農地売買の請求（買い手）

### 内容

農業公社から買い手に農地の代金の請求書が届きますので、期日までお支払いください。

## 6. 農地の名義変更（買い手）

### 内容

農業公社から買い手へ農地の所有権移転を行います。

農業委員会でこの手続きを司法書士へ依頼します。

## 7. 関係機関への届出等（買い手）

### 内容

登記が完了すると、農業委員会から通知が郵送されます。

不動産取得税の届出書を税務課へ、土地改良区への所有者変更の届出を行ってください。



分割払いの場合、買い手農家の方には、申請書の作成前に経営計画や収支の見直し、借入状況に関する調書の作成や農業公社のヒアリングがございます。

# 農地中間管理事業（農地売買支援事業）のスケジュール

